第八条の十六の五	十年以内に開始した事業年度	九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度	
	事業年度（当該	事業年度又は連結事業年度（当該	
	「合併法人等十年前事業年度開始日	「合併法人等九年前事業年度等開始日	
	前十年内事業年度で同項	前九年内事業年度で読替え後の法第五十三条第七項	
	「被合併法人等十年前事業年度開始日	「被合併法人等九年前事業年度開始日	
	当該被合併法人等十年前事業年度開始日	当該被合併法人等九年前事業年度開始日	
	合併法人等十年前事業年度開始日の前十年内事業年度ごと	合併法人等九年前事業年度等開始日の法第五十三条第七項の適格合併の日前九年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと	
	事業年度開始の日から	事業年度又は連結事業年度開始の日から	
第八条の十六の七	法人について法	法人について読替え後の法	
	同条第九項	法第五十三条第九項	
	、同項の法人の合併事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度であるときは、被合併法人等が当該設立日の前日が当該設立日の属する事業年度開始の日から当該設立日以後に設立された場合には、当該設立日の一年前の日）から当該前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定	て、読替え後の法第五十三条第七項の規定	

9　四年新法第五十三条第十五項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第八条の十九の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日の」と、「前十年内事業年度開始日の」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

10　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第五十三条第十八項に規定する加算対象被配賦欠損調整額についての同条第十七項及び新令第八条の十九の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

四年新法第五十三条第十七項	被配賦欠損金控除額（同法第五十七条第一項	被配賦欠損金控除額（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十八条第二項の規定により読み替えられた法人税法
		所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法第五十七条第一項
新令第八条の十九の二	ついて法	ついて地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号）附則第三条第十項の規定により読み替えられた法
	同条第十八項	法第五十三条第十八項

11　四年新法第五十三条第二十一項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第八条の十九の六（次項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「事業年度又は連結事業年度」と、「事業年度（当該」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日」と、「合併法人等十年前事業年度開始日の」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日の」と、「前十年内事業年度ごと」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度ごと」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

12　平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額に係る四年新法第五十三条第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
四年新法	第五十三条第十九項	同法第五十七条第一項	所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第二十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の法人税法（第二十一項及び第二十二項において「平成二十七年旧法人税法」という。）第五十七条第一項